

虐待防止対応マニュアル

1 目的および適用範囲

このマニュアルは、児童に対する虐待を防止するために必要な事項を定めて、児童の人権の擁護、虐待を防止することを目的とする。

またこのマニュアルで定めたことは、株式会社ふる里かいご村が運営する障害児通所支援事業所すべての職員に適用する。

2 方針

虐待を防止するために虐待防止担当者を選任するとともに、研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識・技術の向上、利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めるものとする。

3 障害者(児童)虐待とは

・ 障害者(児童)虐待の定義

障害者虐待防止法では、障害者とは障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義されています。同号では、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要です。

また、ここでいう障害者には18歳未満の者も含まれます。

・ 障害者(児童)虐待に該当する場合

障害者虐待防止法では、「養護者」「使用者」「障害者福祉施設従事者等」による虐待を特に「障害者虐待」と定めています（第2条第2項）

「養護者」とは、障害者の身辺の世話や身体介助、金銭の管理等を行なっている障害者の家族、親族、同居人等のことです。

「使用者」とは、障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者のことです。

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害者福祉サービス事業等」（以下、合わせて「障害者福祉施設等」といいます）に係る業務に従事する者のことです。障害児通所支援事業も該当します。

身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投棄によって身体の動きを抑制する行為。 【具体例】 平手打ちにする・殴る・蹴る・壁に叩きつける・つねる・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる・やけど・打撲させる・身体拘束
性的虐待	性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある） 【具体例】 性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスする 本人の前でわいせつな言葉を発する・わいせつな映像を見せる 更衣室やトイレ等の場面を覗いたり映像や画像を撮影する
心理的虐待	脅かし、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること 【具体例】 バカ、アホ等障害者を侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる 悪口を言う・仲間に入れないと・子ども扱いする・人格をおとしめるような扱いをする・話しかけているのに意図的に無視する
放棄・放置	食事や排泄、入浴、洗濯等身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不適に保持しないこと 【具体例】食事や水分を与えない・入浴や着替えをさせない・排泄の介助をしない・掃除をしない・病気やケガをしても受診させない・学校へ行かせない・第三者による虐待を放置する
経済的虐待	本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること 【具体例】年金や賃金を渡さない・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

4 虐待における事業所の役割

児童虐待防止法第4条には、「児童虐待の早期発見等として、「児童福祉施設職員は児童虐待の早期発見に努めなければならない」と努力義務が課せられている。子どもに扱う事業所の職員として、虐待なその兆しを発見しやすい立場にあることを自覚し、子どもも「虐待の早期発見」に努めなければならない。また、前段階として「虐待の発生予防」、そして既に「虐待が発生している過程への援助」という役割も重要である。

① 虐待防止における体制の整備

- ・事業所は虐待防止担当者を設置する（児童発達支援責任者をこれに任する）
- ・事業所の管理者・虐待防止担当者を委員とする虐待防止委員会を設置し、年1回以上の開催及び、委員が必要と認めた場合にこれを召集し開催する。

② 虐待の発生予防

- ・サービスを通して保護者の育児負担を軽減する
- ・職員や保護者同士の交流を通じて育児不安を和らげ、また助言・援助を行う

③ 虐待の早期発見

- ・子どもの様子、家庭の様子への観察を怠らず、虐待の兆しを見逃さないようにする
- ・虐待の可能性が疑われたら、速やかに虐待防止担当者・管理者に報告する

④ 虐待が発生している家庭の援助

- ・虐待防止担当者及び管理者等と役割分担し、チームで対応する。
- ・信頼関係を保持しながら、関係機関と連携して援助する。

《子どもへの対応》

- ・子どもの見方であることを伝え、まず安心感をもたせる。
- ・声かけを多くするなど触れ合う機会を増やし、充分な受け止めをし、子どもが愛されているという実感を持てるように関わる。但し、子どもの親代わりになるのではなく、特有の関係に巻き込まれないようにすること。
- ・自己達成感を通じて自信が持てるような機会をつくる。
- ・子どもの安全を最優先し、見守りの中でいつもと異なる変化が見られた場合、速やかに関係機関に連絡する。

《保護者への対応》

- ・できるだけ接触の機会を多くするように心掛ける。
- ・追求や非難をしない。追い詰めないことが鉄則。
- ・不安、怒り、つらさ、悲しみを受け止め気持ちに寄り添う。（受容・共感）
- ・子育ての不安や悩みには、共に考える姿勢を示し、気付きを援助する。

5 虐待発見のポイント

(1) 子どもの様子

- ・予防接種や検診を受けていない
- ・身体に不自然な傷やたたかれたような痣・火傷などがある
- ・尋ねると傷に対する説明が不自然だったり、説明を嫌がる
- ・季節に合わない服装をしていたり、衣類がいつも汚れていて身体も不潔である
- ・保護者の顔色を窺う反面、保護者がいなくなると保護者への関心を示さない
- ・保護者が向かえにきても、帰りたがらない
- ・衣服を脱ぐことに異常な不安をみせる
- ・極端な性的な遊びや言動がみられたり、極端に拒否感がみられる

(2) 保護者等の様子

- ・子どもが怪我をしたり、病気になっても医者に診せようとしない
- ・子どもの身体症状（打撲傷・火傷等）を確認すると、一貫性のない説明をする
- ・経済的に困窮しており、集金などの滞納が多い
- ・体罰や年齢不相応な教育等を、「しつけ」「家庭の教育方針」等と正当化する
- ・子どもの扱い方が極端に乱暴であったり、兄弟との差がある
- ・感情をいらだたせ、思い通りにならないとすぐ怒る

6 虐待が疑われた場合の対応

- (1) 子どもと接するなかで「いつもと違う」「どうしてあんなところに傷が」「十分に世話をしてもらっていないのでは」等、虐待が疑われた場合は、速やかに虐待防止担当者・管理者に報告する。また、「身体拘束兼虐待に係る報告書」に記入する。
- (2) 虐待防止担当者は、家庭環境や保護者の心理状態・児童の様子を把握し、代表・管理者と相談の上、必要に応じ関係機関へ連絡する。
- (3) 職員は子どもの日常生活の見守りと安全の確保を第一に考え、関係機関との連携をとりながら継続的に援助していく。（事業所全体で情報を共有する）
- (4) 職員は保護者と子どものプライバシー保護については高い意識を身に付け十分配慮する。
- (5) 利用者への虐待が疑われる事案があった場合は、障害者虐待防止法第16条に規定されている通報義務に基づき、利用者の支給決定をした市町村の窓口に速やかに通報する。第16条の通報義務は障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対して速やかに市町村への通報を義務づけている。
虐待を受けたのではないかと疑いを持った場合は、事実が確認できなくても通報義務がある。

《プライバシー保護について》

※ 通告は守秘義務に優先する

- 通告によって、児童福祉施設職員が刑法上の守秘義務違反に問われることはありません。（児童虐待防止法第6条第3項）

※ 虐待の通告は、本人の同意を得ずに行うことが可能です。

（個人情報保護法第27条第2項）

※ 現行法上では「虐待の事実がないことを知りながらあえて通告した場合や、それに準ずる場合を除き、法的責任を問われることはない」と解釈されている。

（日本弁護士連合会子どもの権利委員会
「子どもの虐待防止・法的実務マニュアル第4版」）

7

虐待発見時対応フローチャート（*障害者虐待の発見者は直接通報義務があります）

